

外
第一一九号
外一件

起案

令和元年十月三十日

議定
上奏
令和元年十一月一日

公布
令和元年十一月一日

施行
令和元年十一月一日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五
玉直

内閣法制局長官



内閣總務官

原

別紙外務大臣請議

英國駐劄特命全權大使長嶺安政外一名に交付すべき信任状及び前任特命全權大使鶴岡公二外一名の解任状につき認証を仰ぐことについて

右閣議に供します。

なお、本件への署名については、平成十一年十月五日閣議決定により、内閣總理大臣限りとされています。

指 令 案

一、英國駐箚特命全權大使長嶺安政に交付すべき信任状及び前任特命全權大使鶴岡公二の解任状につき認証を仰ぐことについて請議のとおり。

一、リヒテンシュタイン國駐箚特命全權大使白石興二郎に交付すべき信任状及び前任特命全權大使本田悦朗の解任状につき認証を仰ぐことについて請議のとおり。

り。

外儀第8144号

令和元年10月30日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

外務大臣 茂木敏充



英國駐箚特命全權大使長嶺安政に交付すべき信任状及び前任特命全權大使鶴岡公二の解任状に関する閣議請議について

英國駐箚特命全權大使長嶺安政に交付すべき信任状及び前任特命全權大使鶴岡公二の解任状に天皇の認証を仰ぐため、別紙閣議決定案につき閣議を求めます。

閣 議 決 定 (案)

英國駐劄特命全權大使長嶺安政に交付すべき信任状及び前任特命全權大使鶴岡公二の解任状に天皇の認証を仰ぐ件

英國駐劄特命全權大使長嶺安政に交付すべき信任状及び前任特命全權大使鶴岡公二の解任状に天皇の認証を仰ぐこととする。

(長嶺大使信任状案)

日本国天皇（御名）

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国並びに他の諸領土の女王、
コモンウェルスの首長及び信教の擁護者エリザベス二世陛下

陛下

日本国政府は、日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間に幸いに存在する友好親善
関係の維持増進を希望し、長嶺安政を陛下のもとに駐箚する日本国の特命全権大使として選任した。

ここに、日本国憲法の規定に従い、本書をもってこれを認証する。

同人は、人格高潔、職務に忠実にして才幹を有し、よくその大任を全うして陛下の期待と信頼に応えるも
のと確信する。同人が日本国の名において陛下に言上する際は、これに全幅の信用を賜るよう要請する。

この機会に、陛下の幸福と貴国の繁栄とを祈念する。

令和

年

月

日

(東京皇居)において

御

名

御

璽

内閣総理大臣

外務大臣

(署)

(署)

名

名

公印

公印

(鶴岡大使解任状案)

日本国天皇（御名）

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国並びに他の諸領土の女王、
コモンウェルスの首長及び信教の擁護者エリザベス二世陛下

陛下

日本国政府は、さきに日本国の特命全権大使として陛下のもとに駐劄せしめた鶴岡公一をこのたび召還したることにより、同人の任務は終了した。

ここに、日本国憲法の規定に従い、本書をもつてこれを認証する。

同人は、陛下のもとに在任中、よくその任務を遂行し、両国の友好親善関係の増進に努め、もつて陛下の信頼と厚遇とを得たことは、喜びに堪えない。

この機会に、陛下に対し不变の友情と最高の敬意とを表明する。

令和

年

月

日

(東京皇居)において

御

名

御

璽

外務大臣

内閣総理大臣

(署)

(署)

名)

名)

公印

公印

外儀第8145号

令和元年10月30日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

外務大臣 茂木敏充



リヒテンシュタイン国駐箚特命全権大使白石興二郎に交付すべき
信任状及び前任特命全権大使本田悦朗の解任状に関する閣議
請議について

リヒテンシュタイン国駐箚特命全権大使白石興二郎に交付すべき信
任状及び前任特命全権大使本田悦朗の解任状に天皇の認証を仰ぐた
め、別紙閣議決定案につき閣議を求めます。

閣 議 決 定 (案)

リヒテンシュタイン國駐劄特命全權大使白石興二郎に交付すべき信任状及び前任特命全權大使
本田悦朗の解任状に天皇の認証を仰ぐ件

リヒテンシュタイン國駐劄特命全權大使白石興二郎に交付すべき信任状及び前任特命全權大使
本田悦朗の解任状は、別紙案のとおりとし、これについて天皇の認証を仰ぐこととする。

(白石大使信任状案)

日本国天皇（御名）

リヒテンシュタイン公ハンス・アダム二世殿下

殿下

日本国政府は、日本国とリヒテンシュタイン公国との間に幸いに存在する友好親善関係の維持増進を希望し、白石興一郎を殿下のもとに駐箚する日本国特命全権大使として選任した。

ここに、日本国憲法の規定に従い、本書をもってこれを認証する。

同人は、人格高潔、職務に忠実にして才幹を有し、よくその大任を全うして殿下の期待と信頼に応えるものと確信する。同人が日本国の名において殿下に言上する際は、これに全幅の信用を賜るよう要請する。

この機会に、殿下の幸福と貴国の繁栄とを祈念する。

令和

年

月

日

(東京皇居)において

御

名

御

璽

内閣総理大臣

外務大臣

(署)

(署)

名

名

公印

公印

(本田大使解任状案)

日本国天皇（御名）

リヒテンシュタイン公ハンス・アダム二世殿下

殿下

日本国政府は、さきに日本国の特命全権大使として殿下のもとに駐劄せしめた本田悦朗をこのたび召還したことにより、同人の任務は終了した。

ここに、日本国憲法の規定に従い、本書をもってこれを認証する。

同人は、殿下のもとに在任中、よくその任務を遂行し、両国の友好親善関係の増進に努め、もつて殿下の信頼と厚遇を得たことは、喜びに堪えない。

この機会に、殿下に対し不变の友情と最高の敬意とを表明する。

令和

年

月

日

(東京皇居)において

御

名

御

璽

内閣総理大臣

外務大臣

(署)

(署)

名

名

公印

公印